

平成 23 年度公表

## 伊賀市人事行政の運営等の状況について

地方公務員法第 58 条の 2 及び伊賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、伊賀市の人事行政の運営等の状況について公表します。

### 目次

1	任免等に関する状況	1
2	給与及び職員数の状況	5
3	勤務時間その他の勤務条件の状況	22
4	分限及び懲戒処分の状況	25
5	サービスの状況	27
6	研修及び勤務成績の評定の状況	28
7	福利及び利益の保護の状況	31
8	公平委員会の業務の状況	32

伊 賀 市

# 1 任免等に関する状況

## (1) 新規採用者数

職員の採用は、行政需要の動向や退職者数などを考慮して行っています。平成 22 年度中に実施した職員採用試験及び選考の状況は次のとおりです。

### ①競争試験

(単位：人)

職 種	採用 予定数	申込 者数	第1次試験						第2次試験			最終合 格者数	うち 女性	競争率	
			うち 女性	受験 者数	うち 女性	受験率 (%)	合格 者数	うち 女性	競争率	受験 者数	うち 女性				受験率 (%)
行政事務職 上 級	4人 程度	140	51	129	46	92.1	10	4	12.9	10	4	100.0	3	1	3.3
行政事務職 初 級		20	10	17	8	85.0	3	2	5.7	3	2	100.0	1	1	3.0
行政事務職 初 級 (身障者対象)	1人 程度	3	2	3	2	100.0	2	1	1.5	2	1	100.0	1	1	2.0
行政事務職 上 級(民間 経験対象)	1人 程度	10	2	10	2	100.0	4	2	2.5	4	2	100.0	2	2	2.0
保育士	4人 程度	44	36	43	35	97.7	9	7	4.8	7	5	77.8	4	4	1.8
消防職 上 級	3人 程度	59	0	53	0	89.8	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防職 初 級		76	6	60	4	78.9	14	1	4.3	11	1	78.6	3	0	3.7
消防職 救急救命士		2	0	2	0	100.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臨床工学技士	2人 程度	2	1	2	1	100.0	2	1	1.0	2	1	100.0	2	1	1.0

### ②選考

(単位：人)

職 種	採用者数 (うち女性)
医師	6 (0)
看護師	3 (2)

## (2) 再任用の状況

高齢者の豊かな知識と経験を活用するため、条例に基づき再任用制度を実施しています。  
平成 23 年 4 月 1 日の職員の再任用状況は次のとおりです。

(単位：人)

区 分	フルタイム勤務	短時間勤務	合 計
市長部局等	0	0	0
消防部局	0	0	0
教育委員会	3	0	3
水道部局	4	0	4
合 計	7	0	7

※市長部局等・・・市長部局、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局のこと（以下同様）

## (3) 退職者数

平成 22 年度（平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日）の退職状況は次のとおりです。

(単位：人)

区 分	定年退職	勸奨退職	普通退職ほか	合 計
市長部局等	21	12	18	51
消防部局	3	0	1	4
教育委員会	4	2	2	8
水道部局	1	0	1	2
合 計	29	14	22	65

※再任用職員は除く

(4) 定員適正化の状況

職員数の適正化については、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないという地方自治法の基本理念に則り、地方公共団体の自らの権限と責任において行わなければならないものです。

伊賀市では、合併後、適正な職員数の管理を行うため平成17年度から10年間で230名の職員を削減する定員適正化計画を策定し行財政改革の取組を行ってきたところであり、平成23年4月1日までの間では140人削減する計画となっていました。実際には他の部門への人員の異動などを含めて、193人を削減する結果となりました。

定員適正化の年次別計画

年月日等 区分	16.11.1 実数	17.4.1 実数	年次別の計画(予定数)									
			18.4.1	19.4.1	20.4.1	21.4.1	22.4.1	23.4.1	24.4.1	25.4.1	26.4.1	27.4.1
消防を除く普通 会計の計	1,040	1,024	999	988	969	938	913	884	864	842	819	794
前年度退職者 (普通会計)			34	15	26	41	33	39	27	30	34	37
採用予定者数			9	4	7	10	8	10	7	8	11	12
削減数 (230名の内訳)			25	11	19	31	25	29	20	22	23	25

※前年度退職者の数は、19.4.1以降は定年退職者及び再任用期間が満了する者のみを計上しています。

※採用予定者数は25.4.1までは1/4採用、26.4.1以降は1/3採用を原則としますが、確定値ではありません。

定員適正化計画の進捗状況及び今後の計画

年月日等 区分	16.11.1 実数	17.4.1 実数	18.4.1 実数	19.4.1 実数	20.4.1 実数	21.4.1 実数	22.4.1 実数	23.4.1 実数	年次別の計画(予定数) ※1			
									24.4.1	25.4.1	26.4.1	27.4.1
消防を除く普通 会計の計	1,040	1,024	993	969	914	882	859	831	811	792	786	768
前年度退職者 (普通会計)			36	37	59	48	33	36	24	27	9	25
採用予定者数			9	7	12	17	15	12	6	9	3	9
会計間調整等 による増減			4	-6	8	1	5	4				
削減数			31	24	55	32	23	28	20	19	6	18

※1…平成23年6月に定員適正化計画の見直しを行いました。

(5) 障がい者の任用状況

「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に則り、障がい者がその能力に適合した職業に就く機会を保障するとともに、市内企業等に対する指導的役割を果たす必要があることを考慮し、伊賀市では行政事務職員の採用について身体障がい者枠を別枠で設けています。平成 22 年度の合格者は 1 名でしたが、今後も一層の雇用の確保に努めます。

平成 23 年 6 月 1 日現在の障がい者の任用総数及び雇用率は以下のとおりです。

区分	市長部局	教育委員会	水道部局
障がい者雇用者数 (人)	15	3	1
雇用率 (%)	1.74	2.26	1.89
不足数 (人)	3	0	0

※法定雇用率は 2.1% です。

(6) 女性職員の登用状況

男女共同参画の観点から、女性職員の積極的登用を図っています。

平成 23 年 4 月 1 日現在の女性職員の登用状況については以下のとおりです。

区分	管理職			女性管理職の内訳	
	総数 (人)	うち女性 (人)	女性の割合 (%)	部長級 (参事 を含む)	課長級 (室長・副 参事を含む)
市長部局等	156	57	36.5	7	50
消防部局	15	0	—	—	—
教育委員会	20	5	25.0	0	5
水道部局	5	0	—	—	—
合計	196	62	31.6	7	55

※医師を除く。

(7) 昇任試験 (消防士) の状況

平成 22 年度に実施した消防士にかかる昇任試験の実施状況は下表のとおりでした。

(単位: 人)

試験の種類	受験者数	合格者数	合格率 (%)
消防司令補昇任試験	19	7	36.8
消防士長昇任試験	16	5	31.2

## 2 給与及び職員数の状況

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

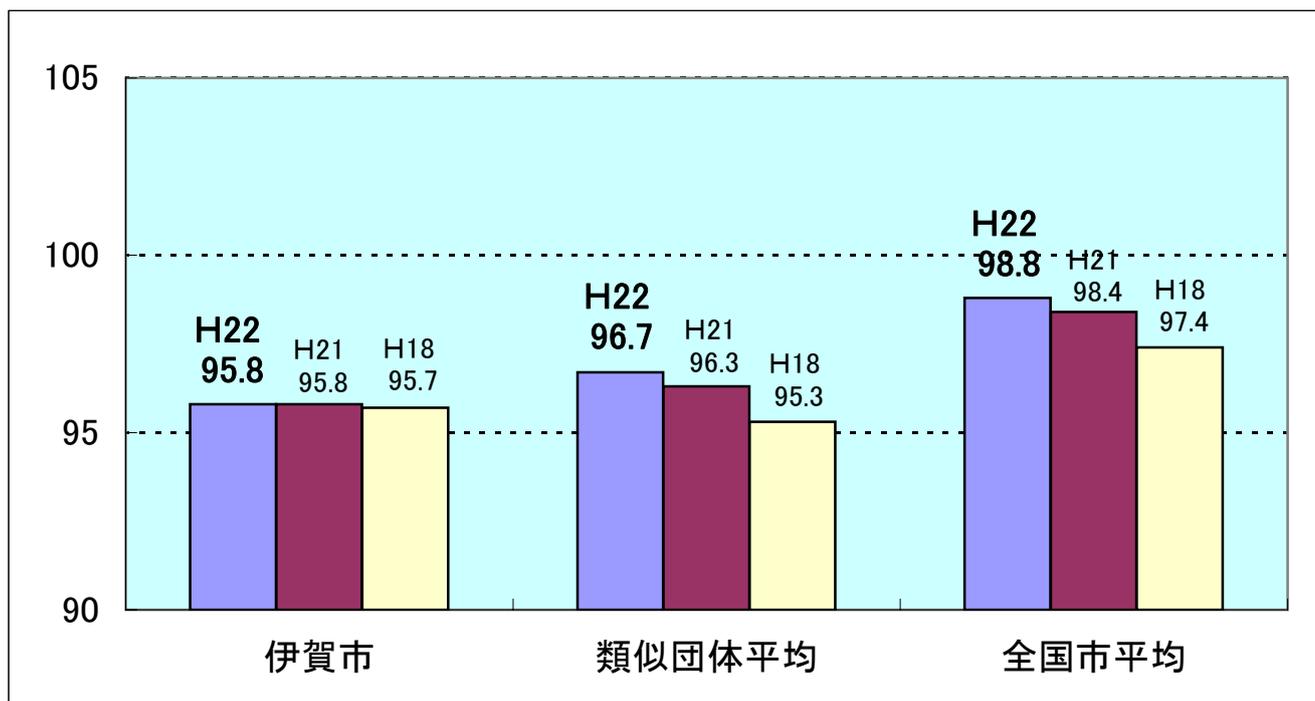
区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
22年度	人 94,907	千円 43,700,198	千円 1,301,889	千円 9,014,634	% 20.6	% 20.7

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
22年度	人 1,040	千円 3,729,746	千円 789,466	千円 1,389,609	千円 5,908,821	千円 5,682

- (注1) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、22年4月1日現在の人数である。

#### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（23年4月1日現在）

#### ①一般行政職

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
42.0 歳	320,405 円	423,619 円

#### ②技能労務職

区 分	公 務 員			
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額
全体	49.6 歳	136 人	288,013 円	326,996 円
うち 清掃 職員	47.3 歳	20 人	296,210 円	365,443 円
うち 給食調理員	51.0 歳	45 人	287,807 円	306,564 円
うち 用 務 員	51.0 歳	23 人	277,222 円	322,038 円
うち その他	48.6 歳	48 人	289,963 円	332,509 円

(参考:民間データ)

職種	平均年齢	平均給与月額
廃棄物処理業従業員	44.6 歳	294,000 円
調理士	41.5 歳	256,800 円
用務員	53.8 歳	213,600 円

※民間データは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」において公表されているデータを使用している。

※数値については、平成19年～21年の3ヵ年平均である。

※平均給与月額等については、民間データはパート・アルバイト労働者を含んでいる。

※業務内容、雇用形態(年数)等において完全に一致しているものではない。

#### ③教育職(幼稚園教諭)

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
38.3 歳	291,456 円	339,999 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

(2) 職員の初任給の状況（23年4月1日現在）

区 分		伊 賀 市
一般行政職	大 学 卒	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	140,100 円
	中 学 卒	131,200 円
幼稚園教諭職	大 学 卒	192,800 円
	短 大 卒	164,400 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（23年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	246,567 円	290,338 円	341,980 円
	高 校 卒	————— 円	246,378 円	298,560 円
技能労務職	高 校 卒	————— 円	254,167 円	270,550 円
	中 学 卒	————— 円	————— 円	252,185 円
幼稚園教諭職	大 学 卒	————— 円	————— 円	————— 円
	短 大 卒	————— 円	————— 円	————— 円

※技能労務職員については、経験年数10年は10年以上15年未満の職員を、経験年数15年は15年以上20年未満を、経験年数20年は、20年以上25年未満の平均となっています。

※幼稚園教諭等、各階層別の人数が3人以下の場合は個人特定のおそれがあるため公表を差し控させていただきます。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

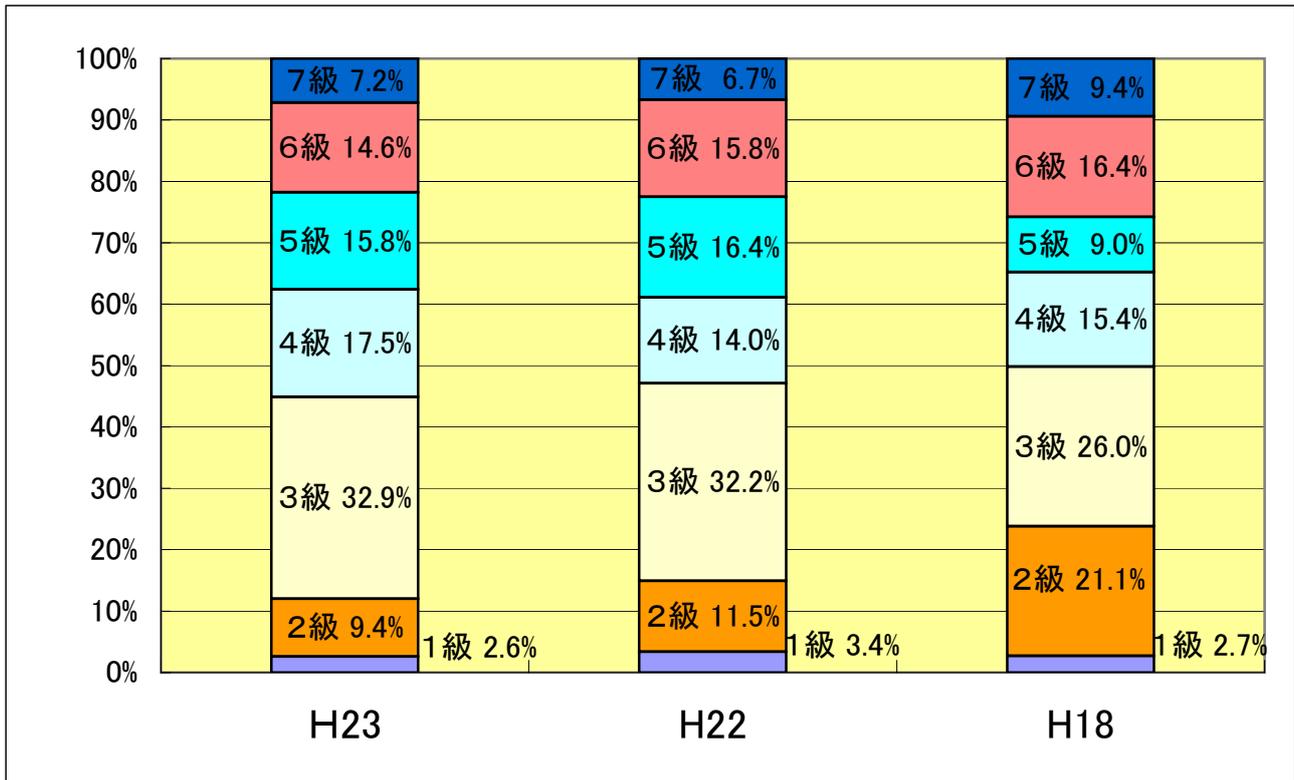
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（23年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	定期的・一般的な業務を行う職員の職務	人 15	% 2.6
2 級	特に困難な業務を行う職員の職務	人 55	% 9.4
3 級	主任の職務	人 192	% 32.9
4 級	係長、主査の職務	人 102	% 17.5
5 級	主幹の職務	人 92	% 15.8
6 級	課長、副参事等の職務	人 85	% 14.6
7 級	部長、部次長、支所長、及び参事等の職務	人 42	% 7.2

(注) 1 伊賀市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

一般行政職の級別職員数の比較（各年4月1日現在）



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

能力・業績に基づく人事評価制度は試行段階にあるが、現状としては全職員への本格実施に至っていないため、現在、昇給に差を設けていない。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（23年4月1日現在）

伊 賀 市		国	
1人当たり平均支給額(22年度)			
1,344 千円			
(23年度支給割合)		(23年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
( 1.45 )月分	( 0.65 )月分	( 1.45 )月分	( 0.65 )月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5～15%		役職加算 5～20%	
		管理職加算 10～25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

能力・業績に基づく人事評価は検討段階にあるが、現状としては未実施であるため、成績率に差を設けず一律の支給を行った。

(2) 退職手当（23年4月1日現在）

伊 賀 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	同 右		その他の加算措置		
(退職時特別昇給	無し	)	定年前早期退職特例措置		
1人当たり平均支給額	定年・勸奨	26,530 千円	(2%～20%加算)		
	自己都合	9,446 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（23年4月1日現在）

支給実績(22年度決算—地域手当)		117,470 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		113 千円	
支給対象地域(派遣先)	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
6級地(伊賀市)	3 %	1,005 人	3 %
5級地(津市)	6 %	4 人	6 %
4級地(鈴鹿市)	10 %	1 人	10 %

(4) 特殊勤務手当（23年4月1日現在）

支給実績(22年度決算)		21,227 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		81,330 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)		25.12 %	
手当の種類(手当数)		10 種類	
手当の名称	主な対象職員	主な支給対象業務	支給単価
市税事務従事手当	一般行政職	市税の滞納整理事務(庁外勤務)	日 250円
		市税の滞納による強制執行の事務(庁外勤務)	日 500円
社会福祉事務従事手当	一般行政職	生活保護法等に関する訪問調査等の事務(庁外勤務)	日 200円
		介護保険法に関する訪問調査等事務(庁外勤務)	件 100円
		障害者自立支援法に関する訪問調査等事務(庁外勤務)	件 150円
行旅病人・死亡人取扱手当	一般行政職	行旅病人の取扱い	回 1,500円
		行旅死亡人の取扱い	回 4,500円
防疫作業等従事手当	一般行政職	感染症患者等救護又は関係物件等の消毒、処理作業	回 500円
		病原体を有する家畜等の防疫又は処理作業	回 500円
清掃業務従事手当	技能労務職員	ごみの収集作業又は処理作業	日 1,150円
		し尿の収集作業又は処理作業	日 1,150円
		浄化センターの各槽内での清掃作業	回 950円
公害関係業務等従事手当	技能労務職員	公害防止のための現地調査又は取締り	日 300円
		不法投棄廃棄物の回収又は処理作業	日 500円

手当の名称	主な対象職員	主な支給対象業務	支給単価
消防業務手当	消防吏員	消防吏員で日勤の者	日 150円
		消防吏員のうち交代制勤務の者	日 250円
		上記のうち救急救命士の資格を有する者	日 350円
夜間特殊作業手当	消防吏員	深夜帯に行われる消防業務に2時間以上従事	回 300円
出勤手当	消防吏員	水・火災及び救助現場での消防活動	回 400円
		救急現場での救急業務	回 300円
		救急救命士が、現場にて救命行為を実施	回 500円
死後処理手当	一般行政職	社会福祉事務所、診療所等での死後処理	回 1,200円

#### (5) 時間外勤務手当

支給実績（22年度決算）	303,618 千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	361 千円
支給実績（21年度決算）	294,212 千円
職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	332 千円

#### (6) その他の手当（23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価 (月額)	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者・・・13,000円</li> <li>配偶者がいない場合の1人目・・・11,000円</li> <li>上記以外の扶養親族・・・6,500円</li> <li>16歳から22歳までの子がいる場合・・・5,000円加算</li> </ul>	同	-	99,054 千円	209,416 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>借家・借間居住者</li> <li>家賃が12,000円を超えるものにつき支給</li> <li>最高額・・・27,000円</li> </ul>	同	-	29,976 千円	265,274 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通機関利用者：55,000円以内</li> <li>交通用具利用者：2,500円～29,800円</li> </ul>	異	下記の表のとおり	88,996 千円	95,797 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>役職に対して定額</li> <li>副参事級 30,000円</li> <li>課長級 39,000円</li> <li>参事級 46,000円</li> <li>部次長級 56,000円</li> <li>部長級 76,000円</li> </ul>	異	支給単価	78,423 千円	466,804 円

手当名	内容及び支給単価 (月額)	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
管理職員特別 勤務手当	・臨時又は緊急の必要等 により週休日又は休日に6 時間以上勤務した場合、 役職に応じ6,000円～ 12,000円 (3時間未満の場合はこの 額の50/100)	異	支給単価	264 千円	18,857 円
宿日直手当	・4時間以上8時間未満: 2,100円 ・8時間以上18時間未満: 4,200円	異	支給単価	29 千円	7,350 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務 時間中に勤務した全時間 に対して、勤務1時間当た りの給与額に100分の135 を乗じて得た額	同	-	50,413 千円	342,944 円

※通勤手当比較

市の制度		国の制度	
(1) 5 km未満	2,500円	(1) 5 km未満	2,000円
(2) 5 km以上10 km未満	5,000円	(2) 5 km以上10 km未満	4,100円
(3) 10 km以上15 km未満	8,700円	(3) 10 km以上15 km未満	6,500円
(4) 15 km以上20 km未満	11,800円	(4) 15 km以上20 km未満	8,900円
(5) 20 km以上25 km未満	14,400円	(5) 20 km以上25 km未満	11,300円
(6) 25 km以上30 km未満	17,000円	(6) 25 km以上30 km未満	13,700円
(7) 30 km以上35 km未満	19,600円	(7) 30 km以上35 km未満	16,100円
(8) 35 km以上40 km未満	21,900円	(8) 35 km以上40 km未満	18,500円
(9) 40 km以上45 km未満	24,600円	(9) 40 km以上45 km未満	20,900円
(10) 45 km以上50 km未満	27,200円	(10) 45 km以上50 km未満	21,800円
(11) 50 km以上	29,800円	(11) 50 km以上55 km未満	22,700円
		(12) 55 km以上60 km未満	23,600円
		(13) 60 km以上	24,500円

## 5 特別職の報酬等の状況（23年4月1日現在）

区 分		給 料	月	額	等
給 料	市 長	924,000	円		
	副 市 長	716,000	円		
	教 育 長	591,500	円		
報 酬	議 長	530,000	円		
	副 議 長	467,000	円		
	議 員	423,000	円		
期 末 手 当	市 長	(23年度支給割合)			
	副 市 長	3.60	月分		
	教 育 長	2.60	月分	勤勉手当	1.35 月分
	議 長	(23年度支給割合)			
	副 議 長	3.30	月分		
	議 員				
退 職 手 当	市 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	退職時給料月額×在職年数×100分の450	16,632,000	円	任期毎
	教 育 長	退職時給料月額×在職年数×100分の280	8,019,200	円	任期毎
	備 考	退職時給料月額×在職年数×100分の200	4,732,000	円	任期毎
		退職手当の在職年数について、1年未満の端数月があった場合これを切り捨てる。			

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

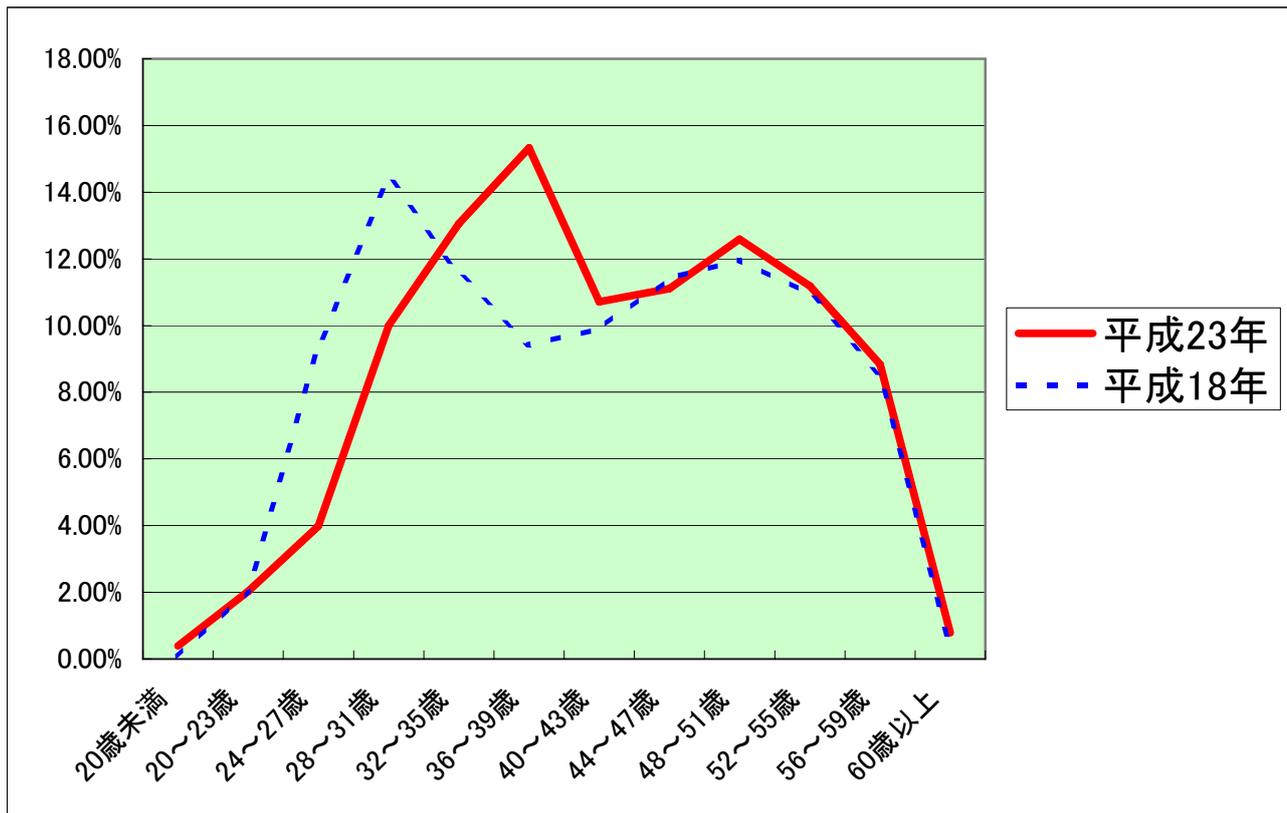
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成22年	平成23年		
普 通 会 計 部 門	議 会	7	7	0	
	総 務	192	187	△5	事務の統廃合縮小等
	税 務	53	51	△2	一律削減
	一 般 行 政 部 門	0		0	
	農林水産	42	39	△3	一律削減等
	商 工	10	11	1	業務増
	土 木	92	88	△4	一律削減
	民 生	258	255	△3	事務の統廃合縮小等
	衛 生	66	62	△4	事務の統廃合縮小等
	計	720	700	△20	<参考> 人口1万人当たり職員数 73.8 人
	教育部門	139	131	△8	退職者不補充等
	消防部門	180	179	△1	署人員の整理
	小 計	1,039	1,010	△29	<参考> 人口1万人当たり職員数 106.4 人
公 営 会 企 業 部 門	病 院	176	167	△9	退職者不補充等
	水 道	55	52	△3	一律削減等
	下 水 道			0	
	そ の 他	49	50	1	業務増等
	小 計	280	269	△11	
合 計		1,319	1,279	△40	<参考> 人口1万人当たり職員数 134.8 人
		[ 1406 ]	[ 1406 ]	[ 0 ]	

(注) 1 総務省地方公共団体定員管理調査による数から教育長1人を除いた一般職に属する職員数です。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（23年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
H23年職員数	5人	26人	51人	128人	167人	196人	137人	142人	161人	143人	113人	10人	1,279人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成23年4月1日における定員管理の純減数

平成17年4月1日職員数	平成23年4月1日職員数	純減数	純減率
1,507人	1,279人	228人	15.13%

(参考) 伊賀市定員適正化計画における定員管理の数値目標

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成27年4月1日	230人減

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

区 分		17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	17年～23年
部 門			1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	計
一般行政	職員数	859	842	821	770	738	720	700	—
	増 減		△17	△21	△51	△32	△18	△20	△159
教 育	職員数	165	151	148	144	143	139	131	—
	増 減		△14	△3	△4	△1	△4	△8	△34
消 防	職員数	174	157	169	173	175	180	179	—
	増 減		△17	12	4	2	5	△1	5
公営企業等	職員数	309	304	290	290	291	280	269	—
	増 減		△5	△14	0	1	△11	△11	△40
計	職員数	1,507	1,454	1,428	1,377	1,347	1,319	1,279	—
	増 減		△53	△26	△51	△30	△28	△40	△228

（注） 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以

## 7 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針について

技能労務職員については、当面退職者の補充を控えながら、行財政改革大綱の重点項目に掲げる民間参入等の推進に沿って、指定管理者制度の導入など業務の一部民間委託の検討を進めつつ、市民サービスの低下を招くことのないよう適正な人員配置を行い、行財政改革大綱及び定員適正化計画に基づき、一般行政職員を含め職員数及び給与等の適正化への取組みを推進していきます。

### (1) 給料について

技能労務職員の給料については、国の行政職給料表(一)表を基礎とした独自の給料表(4級制)により運用しており、基礎となる国の給料表が改定された場合は、同様の見直しを行い、適正な給料への改正を実施します。

### (2) 諸手当について

諸手当については、住民の理解と納得を得られるものとなるよう、制度の趣旨に照らし見直しについて検討する必要があります。特殊勤務手当については、平成16年11月の市町村合併の際に大幅な見直しを行いました。一般行政職員を含め、勤務の実績をより正確に反映した適正な支給に向けて検討を行っていきます。

### (3) 昇給について

毎年1月1日に前年1年間の勤務実績に応じ4号給を標準として行っている昇給について、一般行政職員同様に55歳以上から2号給として昇給抑制を行っていきます。

### (4) その他

技能労務職員の定年退職等により、今後職員数の不足が懸念されます(平成25年4月1日現在で24名減の130名になる見込)が、業務のあり方等の見直し検討を計画的に行いつつサービスの低下を招くことのないよう、民間委託や臨時嘱託職員での対応等の検討のほか、事業主としての法的責務から障がい者の自立支援に向けた雇用の推進を図るため引き続き検討を進める障がい者採用の中で、必要な人員の確保に努めながら円滑な移行を図ります。

## 8 公営企業職員の状況

### (1) 病院事業（ただし、地方公営企業法は一部適用）

#### ① 職員給与費の状況

決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
22年度	千円 3,294,947	千円 △ 826,317	千円 1,212,399	% 36.8	% 38.5

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
22年度	人 174	千円 659,360	千円 309,362	千円 243,677	千円 1,212,399	千円 6,968

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、23年3月31日現在の人数である。

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（23年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
医 師	50.0 歳	629,653 円	1,650,477 円
看 護 師	42.5 歳	323,690 円	512,545 円
事 務 職 員	44.3 歳	358,108 円	631,308 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当（23年4月1日現在）

病 院 事 業	
1人当たり平均支給額(22年度)	
1,400 千円	
(23年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5~20%	

##### イ 退職手当（23年4月1日現在）

病 院 事 業		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	同 右	
(退職時特別昇給	無し )	
1人当たり平均支給額	13,467 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(23年4月1日現在)

支給実績(21年度決算)		25,997 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		154,744	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
6級地(伊賀市)	3 %	153 人	3 %
	15 %	14 人	(医師H23.9~)

エ 特殊勤務手当 (23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		126,951 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		729,603 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)		100.0 %	
手当の種類(手当数)		9 種類	
手当の名称	主な対象職員	主な支給対象業務	支給単価
病院勤務伝染病等接触手当	上野総合市民病院勤務職員	常時人工透析室又は手術室で患者に接触する者	日 500円
		上記以外の者で患者に接触する者	日 450円
放射線取扱手当	技師	エックス線その他の放射線を人体に対して放射する作業	日 280円
臨床検査従事手当	技師	病理検査の作業	日 220円
夜間看護手当	看護師	深夜帯に行う看護等の業務に従事(4時間以上)	回 8,000円
		深夜帯に行う看護等の業務に従事(2時間以上4時間未満)	回 7,000円
		深夜帯に行う看護等の業務に従事(2時間未満)	回 5,000円
死後処理手当	看護師	上野総合市民病院での死後処理	回 1,200円
解剖手当	技師	上野総合市民病院での死体の解剖	件 1,600円
救急医療等業務手当	医師(管理職)	勤務時間外に救急医療等の業務(6時間以上)	回 30,000円
		勤務時間外に救急医療等の業務(3時間以上6時間未満)	回 12,000円
		勤務時間外に救急医療等の業務(3時間未満)	回 8,000円
救急外来患者等診療手当	医師	救急当番日の宿直勤務時間内に救急外来患者等を診療	人 4,000円
待機手当	医師	救急の外来患者に備え待機を命ぜられたとき(院内待機)	回 10,000円
		救急の外来患者に備え待機を命ぜられたとき(院外待機)	回 5,000円
	その他の職員	救急の外来患者に備え待機を命ぜられたとき	回 3,000円
医師確保手当	医師	医師業務に従事	給料の25%
		医師の経験年数 3年未満	月 100,000円
		医師の経験年数 3年以上7年未満	月 170,000円
		医師の経験年数 7年以上10年未満	月 180,000円
		医師の経験年数 10年以上	月 150,000円
研究手当	医師	医師業務に従事	月 100,000円

手当の名称	主な対象職員	主な支給対象業務	支給単価
職務手当	医師	医師の経験年数 1年未満	月 16,600円
		医師の経験年数 1年以上3年未満	月 56,000円
		医師の経験年数 3年以上7年未満	月 110,300円
		医師の経験年数 7年以上10年未満	月 163,300円
		医師の経験年数 10年以上	月 199,200円
		院長	月 350,000円
	副院長	月 250,000円	
	看護師	職務の級 3級	月 10,000円
		職務の級 4級	月 7,000円
職務の級 5級		月 5,000円	
看護師確保手当	看護師	看護師業務に従事(職務年数により段階有り)	月 ~50,000円

#### オ 時間外勤務手当

支給実績 ( 22 年度 決算 )	84,037 千円
職員 1 人 当たり 平均 支給 年 額 ( 22 年度 決算 )	553 千円
支給実績 ( 21 年度 決算 )	104,732 千円
職員 1 人 当たり 平均 支給 年 額 ( 21 年度 決算 )	643 千円

#### カ その他の手当 ( 2 3 年 4 月 1 日 現在 )

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者……13,000円</li> <li>配偶者がいない場合の1人目 ……11,000円</li> <li>上記以外の扶養親族 ……6,500円</li> <li>16歳から22歳までの子がいる場合 ……5,000円加算</li> </ul>	同	—	10,349 千円	229,978 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>借家・借間居住者</li> <li>家賃が12,000円を超えるものにつき支給</li> <li>最高額……27,000円</li> </ul>	同	—	4,915 千円	307,188 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通機関利用者: 55,000円以内</li> <li>交通用具利用者: 2,500円~29,800円</li> </ul>	同	—	15,347 千円	97,752 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>役職に対して定額</li> <li>副参事級 30,000円</li> <li>課長級 39,000円</li> <li>参事級 46,000円</li> <li>次長級 56,000円</li> <li>部長級 76,000円</li> </ul>	一部異なる	院長 152,000円 副院長 122,000円	10,872 千円	517,714 円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
管理職員特別勤務手当	・臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に6時間以上勤務した場合、 役職に応じ6,000円～12,000円 (3時間未満の場合はこの額の50/100)	一部異なる	院長 12,000円 副院長 10,000円	0 千円	0 円
宿日直手当	・医師:35,000円 *ただし、救急輪番日の当直については45,000円 ・看護師・技師: 6,300円 *ただし、4時間未満は半額	異	支給単価	30,894 千円	447,739 円

## (2) 水道事業

### ① 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
22年度	2,742,546	△ 211,394	327,020	11.9	15.6

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
22年度	54	209,197	39,950	77,873	327,020	6,056

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、23年3月31日現在の人数である。

### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (23年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	44.9 歳	335,390 円	488,929 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

### ③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当 (23年4月1日現在)

水 道 事 業	
1人当たり平均支給額(22年度)	1,416 千円
(22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5～15%	

イ 退職手当（23年4月1日現在）

水 道 事 業		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	同 右	
(退職時特別昇給	無し )	
1人当たり平均支給額	14,182 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		6,598 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		119,955 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
6級地(伊賀市)	3 %	55 人	3 %

エ 特殊勤務手当（23年4月1日現在）

支給実績(22年度決算)		4,436 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		80,658 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)		100.0 %	
手当の種類(手当数)		3 種類	
手当の名称	主な対象職員	主な支給対象業務	支給単価
企業手当	企業職員		日 300円
現場手当	企業職員	現場作業	日 100円
緊急作業手当	企業職員	呼出しに応じ緊急作業	日 1,200円

オ 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	11,577 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	236 千円
支給実績(21年度決算)	14,545 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	297 千円

カ その他の手当（23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者……13,000円</li> <li>配偶者がいない場合の1人目……11,000円</li> <li>上記以外の扶養親族……6,500円</li> <li>16歳から22歳までの子がいる場合……5,000円加算</li> </ul>	同	—	7,242 千円	226,301 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>借家・借間居住者家賃が12,000円を超えるものにつき支給</li> <li>最高額……27,000円</li> </ul>	同	—	864 千円	288,000 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通機関利用者：55,000円以内</li> <li>交通用具利用者：2,500円～29,800円</li> </ul>	同	—	5,562 千円	104,943 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>役職に対して定額</li> <li>副参事級 30,000円</li> <li>課長級 39,000円</li> <li>参事級 46,000円</li> <li>部次長級 56,000円</li> <li>部長級 76,000円</li> </ul>	同	—	3,480 千円	497,143 円
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に6時間以上勤務した場合、役職に応じ6,000円～12,000円</li> <li>(3時間未満の場合はこの額の50/100)</li> </ul>	同	—	192 千円	27,429 円
宿日直手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>4時間以上8時間未満：2,100円</li> <li>8時間以上18時間未満：4,200円</li> </ul>	同	—	0 千円	0 円

④ 特別職の状況

区 分		給料月額等
給料	水道事業管理者	570,000 円
期末手当	水道事業管理者	(22年度支給割合) 3.60 月分
退職手当	水道事業管理者	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 退職時給料月額×在職年数×100分の200 4,560,000 円 任期毎
	備考	退職手当の在職年数について、1年未満の端数月があった場合これを切り捨てる。

※平成23年4月1日現在、水道事業管理者は不在となっており、水道事業管理者職務代理者を設置しています。

### 3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間、休憩時間は、原則次のように割り振られています。

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

※市民病院や消防署などでは交替制勤務があるため、週38時間45分を基本に上記と異なる就業時間となります。

(2) 休暇制度の概要

区 分	種 類	内 容
年次有給休暇		1暦年20日
病気休暇	公務傷病	医師の証明等に基づき最小限度必要と認める期間
	私傷病	医師の証明等に基づき最小限度必要と認める期間(90日以内、ただし結核は1年以内)
特別休暇	選挙権その他の公民としての権利行使	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
	証人等としての裁判所等への出頭	職員が裁判員等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
	骨髄バンクへの登録、骨髄液の提供	職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため親族等以外の者に骨髄液を提供する場合で勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
	ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合 1暦年5日以内
	結婚休暇	職員が結婚する場合で結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 7日以内
	育児参加休暇	配偶者が出産する場合に、その出産に係る子または小学校就学までの子を養育する職員

		が、これらの子の養育のために勤務しないことが相当と認められる場合 5日以内
産前・産後休暇		産前・産後各8週間（多胎は産前14週間）
保育時間		生後1歳に満たない子を保育のために必要と認められる時間 1日2回それぞれ30分以内
配偶者出産休暇		職員が妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 2日以内
子の看護休暇		小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員がその子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1暦年5日以内
短期介護休暇		負傷、疾病または老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日の範囲内の期間（ただし、要介護者が2人以上の場合は10日）
忌引		職員の親族が死亡した場合で職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 配偶者・父母7日、子5日、兄弟姉妹3日など
父母の祭日		職員が父母の追悼のための特別な行事のため、勤務しないことが相当であると認められる場合 1日以内
夏季休暇		盆等の諸行事、心身の健康の維持・増進または家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日以内
災害による住居の滅失および損壊		地震等の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で職員が当該住居の復旧作業等のため、勤務しないことが相当であると認められるとき 7日以内
災害等による通勤困難		地震等の災害又は交通機関の事故等により、出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間
災害時の退勤途上の危険回避		地震等の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

	生理休暇	女子職員が生理日において勤務することが著しく困難であるとして休暇を請求したとき 2日以内
介護休暇	配偶者等の介護（無給）	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間
組合休暇	職員団体の業務または活動に従事する期間（無給）	1暦年30日以内

(3) 年次有給休暇の取得状況（平成22年1月1日～平成22年12月31日）

職員には1年（暦年）あたり20日間の年次有給休暇が与えられます。なお、新規採用など年の途中で新たに職員となった場合は、月数に応じて付与されます。残日数がある場合は、20日間を限度として翌年に繰り越すことができます。

平成22年の職員一人あたりの平均取得日数は次のとおりです。

区分	平均日数（日）
市長部局等	10.6日
消防部局	13.2日
教育委員会	10.5日
水道部局	15.0日

(4) 育児休業の取得状況（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

（単位：人）

区分	市長部局等		消防部局		教育委員会		水道部局		合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
育児休業	0	49	0	0	0	1	0	0	0	50
育児短時間勤務	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
部分休業	1	27	0	1	0	0	0	0	1	28

(5) 介護休業の取得状況（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

（単位：人）

区分	市長部局等		消防部局		教育委員会		水道部局		合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
介護休業の取得人数	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2

#### 4 分限及び懲戒処分の状況

##### (1) 分限処分者数

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その種類として、免職、降任及び休職があります。

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの分限処分の状況は次のとおりです。

(単位：人)

	処分の種類				合計
	処分事由	免職	降任	休職	
市長部局等	心身の故障の場合	0	0	35(12)	35(12)
消防部局	心身の故障の場合	0	0	0	0
教育委員会	心身の故障の場合	0	0	2(1)	2(1)
水道部局	心身の故障の場合	0	0	1(1)	1(1)
計	心身の故障の場合	0	0	38(14)	38(14)

※ ( ) 内は、実人数です。

##### (2) 懲戒処分者数

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。その種類として、免職、停職、減給及び戒告があります。

市民の皆様からの信頼を確保していくために、今後とも服務規律の遵守の徹底を図るとともに、不祥事が発生した際には厳正に対処してまいります。

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの懲戒処分の状況は次のとおりです。

(単位：人)

	処分の種類				合計	
	処分事由	免職	停職	減給		戒告
市長部局等	法令に違反した場合	0	1	2	0	3
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
	小計	0	1	2	0	3
消防部局	法令に違反した場合	0	0	0	0	0
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0

教育委員会	法令に違反した場合	0	0	1	0	1
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
	小計	0	0	1	0	1
水道部局	法令に違反した場合	0	0	0	0	0
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0
計	法令に違反した場合	0	1	3	0	4
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0

## 5 サービスの状況

### (1) 職務専念義務免除の概要

職員は、法令や条例に特別の定めがある場合以外は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力をあげてこれに専念しなければなりません。

消防団の消火活動等については、承認を得て職務に専念する義務を免除される場合があります。

### (2) 営利企業等への従事の状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業等の役員等を兼ねることや自ら営利企業を営むこと、その他報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事することができません。

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの営利企業等への従事の状況は、次のとおりです。

地方公務員法第 38 条第 1 項の規定に基づき、任命権者の許可を受けて兼業している者

区 分	人数 (人)	主な事業内容
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他規則で定める地位を兼ねている者	0	
自ら営利を目的とする私企業を営んでいる者	0	
報酬を得て、何らかの事業又は事務に従事している者	18	統計指導員又は調査員

### (3) 倫理の確保について

職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、さらには政治的行為の制限等に関する規定の遵守が求められています。職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的として、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日の間に次に掲げる通達等を行いました。

また、平成 17 年 12 月に、伊賀市職員公益通報条例を制定しており、その中でも、職員が遵守すべき倫理原則等を改めて規定しています。

日 時	内 容	発信者
平成 22 年 4 月 20 日	職員の執務中の服装等について	副市長
平成 22 年 6 月 14 日	参議院議員通常選挙における職員の服務規律の確保について	副市長
平成 22 年 6 月 25 日	全体の奉仕者たる自覚に基づく公務員倫理の徹底について	市長
平成 22 年 12 月 1 日	職員の年末年始の綱紀肅正等について	副市長
平成 23 年 1 月 7 日	交通法規の遵守並びに自動車等の安全運転の励行について	副市長
平成 23 年 3 月 9 日	三重県知事選挙、三重県議会議員選挙における職員の服務規律の確保について	副市長

## 6 研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 職員研修実施状況

平成22年4月1日から平成23年3月31日までに実施した研修の状況は、次のとおりです。

研 修 名	日 数	受講者数 (人)
<b>【独自研修】</b>		
新規採用職員研修 (前期)	8日間	26
メンタルヘルス研修	1日間	26
庶務担当者研修	2日間	242
人事評価研修	1日間	28
インターネット上の差別事象等モニター事業事前学習会	1日間	38
接遇研修	3日間	112
新規採用職員研修 (7月1日付採用病院技師職員)	1日間	2
管理職研修	1日間	19
職員同和問題研修	10日間	1,264
同和問題啓発推進委員研修	2日間	147
公務員倫理研修	1日間	61
業務遂行能力向上研修	1日間	20
新規採用職員研修 (後期)	1日間	7
プレゼンテーション研修	1日間	24
法制執務研修 (入門)	1日間	35
パワーハラスメント・セクシュアルハラスメント研修	1日間	130
目標管理研修	1日間	28
退職者予定者手続説明会	1日間	46
インターネット上の差別事象等モニター事業事後学習会	1日間	34
大山田支所職員人権研修	2日間	89
<b>【人権同和派遣研修】</b>		
リバティおおさか研修	1日間	35
上野同和教育研究会第29回定期大会並びに講演会	1日間	29
第25回上野同和教育研究協議会研究大会	1日間	120
三重県人権・同和教育研究大会	2日間	97
部落解放研究第44回全国集会	3日間	6
第62回全国人権・同和教育研究大会	2日間	7
上野同和教育研究協議会連続講座	2日間	75
第25回人権啓発研究集会	2日間	8
部落解放研究第16回三重県集会	1日間	29
<b>【三重県自治会館組合派遣研修】</b>		
ワンステップ研修 (前期I)	6日間	7

ワンステップ研修（前期Ⅱ）	2日間	7
公営企業会計研修	2日間	3
ワンステップ研修（中期）	2日間	7
ワンステップ研修（中期・福祉体験）	6日間	7
ツーステップ研修	6日間	17
法制執務研修	4日間	17
情報処理研修	12日間	25
訴訟対応研修①	1日間	2
マネージャー研修Ⅱ	1日間	1
ツーステップ研修（キャリアデザイン）	4日間	17
三重ふるさと学研修	3日間	1
リーダー研修Ⅱ	2日間	1
リーダー研修Ⅲ	1日間	4
人材育成・人事評価制度等に関する研修会	1日間	2
用地取得実務研修	1日間	5
管理監督者のためのメンタルヘルス研修	1日間	3
コミュニケーションマインド向上研修	1日間	2
政策研修	1日間	11
訴訟対応研修②	1日間	2
職場の活性化を考えるセミナー	1日間	1
地図情報利活用研修会	1日間	1
<b>【その他派遣研修】</b>		
NOMA法令実務基礎講座	2日間	1
NOMA職員採用における課題とその解決策	1日間	1
NOMA公有財産の適正な管理実務と有効活用のすすめ方	2日間	1
NOMA臨時・非常勤職員の任用と管理実務	2日間	1
NOMA地方公務員のための給与実務入門	2日間	1
NOMA人事評価制度と目標管理との連動・運用・見直しのポイント	2日間	1
NOMA出納事務の合理的運用実務	2日間	1
NOMA地方財政健全化法をふまえた財務監査の実務	1日間	1
JIAM地方公務員の給与制度の実務～給与表の作成に向けて～	4日間	1
第14期三重県人権大学講座	23日間	5
2011年度部落解放・人権大学講座	29日間	1
第1回オープンセミナー	1日間	1
やさしい財政講座	4日間	2
自治大 第2部過程事後研修会	1日間	1

第5回トレンドセミナー	1日間	1
第6回トレンドセミナー	1日間	1
第7回トレンドセミナー	1日間	2
第8回トレンドセミナー	1日間	3
第9回トレンドセミナー	1日間	1
ユニバーサルデザインセミナー	1日間	1
反差別・人権研究所みえ 第6回研究報告会	1日間	5
三重県人権大学講座修了者フォローアップ研修	1日間	5

## (2) 勤務成績の評定の状況

平成18年3月に定めた「伊賀市人材育成基本方針」では、「地方分権時代にあつて、職員一人ひとりが市の理念、ビジョンを十分理解し、自ら進んで仕事に創意工夫を凝らす姿勢が益々求められる中で、職員の能力開発を長期的、継続的に計画し、かつ自己実現を図っていくために目標管理を活用した人事考課制度の導入を検討」するとしています。

また、「伊賀市総合計画」及び「伊賀市行財政改革大綱」が策定されたことを受けて、その具現化に向けて本格的に取り組んでいく必要があり、これらの計画等を見据えた目標管理を活用した人事考課を平成18年度から試行してきました。

平成19年度には対象を監督職である係長級職員にまで広げ、また業績評価を試行導入するため、平成20年度には管理職を対象にその試行導入を実施しました。平成21年度についても新たな監督職や評価者を対象として目標管理制度の研修や評価者研修も行いながら、平成22年度には目標管理手法を用いた業績評価とあわせて能力評価についても試行導入を行い、平成23年度以降の管理職への処遇面で活用すべく総合的な人事評価システムの試行運用を実施しました。

## 7 福祉及び利益の保護の状況

地方分権が進展していく中で、厳しい行財政運営を効果的・効率的に展開していくため、公務効率の向上を目的とした福利厚生制度を実施しています。

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までについては、次のような事業を行いました。

### (1) 健康管理事業の状況

労働安全衛生法及び各任命権者の安全衛生管理規定に基づき、事業者責任として、職員の安全と健康を確保するため下記の健康管理事業を実施しています。

事業の名称	事業の内容
一般健康診断	労働安全衛生法に基づき職員の健康診断を実施
特殊健康診断	VDT検査、嘔声検査を実施
その他健康管理事業	こころの健康づくりカウンセリング
職場環境測定	ダイオキシン類職場環境測定
健康管理事業の決算額	14,103千円

### (2) 伊賀市職員共済会への補助金の状況

地方公務員法第42条に定められる地方公務員の厚生制度（職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項）を効率的・効果的に実施するため、伊賀市職員共済会の実施する下記の事業に対し助成しています。

補助対象事業	事業の内容
保健事業	人間ドック受診費用助成、育児専門誌の配付等
体育事業	各種スポーツ大会参加費用の補助、スポーツクラブ活動助成
厚生事業	文化クラブ活動助成、施設利用助成、カフェテリア給付
補助金の決算額	19,356千円

### (3) その他福利厚生事業の状況

職員の共済制度については地方公務員等共済組合法に基づき共済組合が、公務災害補償については地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、それぞれ主体となり制度を実施しています。

区分	実施主体	内容
共済制度	三重県市町村職員共済組合	組合員の医療費給付 退職者等に対する年金の給付等
	公立学校共済組合三重県支部	育児休業手当金・介護休業手当金等の給付 組合員の臨時の支出に対する資金の貸し付け
公務災害補償	地方公務員災害補償基金三重県支部	平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの認定件数：9 件（市長部局等 3 件 消防部局 2 件 教育委員会 4 件）

## 8 公平委員会の業務の状況

### (1) 公平委員会の概要

公平委員会は、地方公務員法第7条第3項の規定により設置され、また、処理する事務は、同法第8条第2項において定められています。その主な内容は以下のとおりです。

- ・ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること
- ・ 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること
- ・ 職員の苦情を処理すること

### (2) 公平委員会の業務の状況（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

業 務 の 種 別	件数
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分についての不服申立て	0
苦情の処理	0